

令和4年度第1回三重県地域医療対策協議会
令和4年8月31日

事 務 連 絡
令 和 4 年 3 月 22 日

各都道府県衛生主管部（局）
各国公私立大学医学部 御中

文部科学省高等教育局医学教育課
厚生労働省医政局医事課

令和5年度の暫定的な医学部入学定員等の増加の取扱いについて

「経済財政運営と改革の基本方針 2018～少子高齢化の克服による持続的な成長経路の実現～」(平成30年6月15日閣議決定)及び「令和5年度の医学部臨時定員の暫定的な維持について(通知)」(令和3年10月13日付け3文科高第632号文部科学省高等教育局長、医政発1013第1号厚生労働省医政局長通知)を踏まえた令和5年度の医学部入学定員に関する暫定的な措置に係るスケジュール、具体的な手続、要件等の詳細について、別添のとおり取り扱う予定ですのでお知らせします。

(別添)

令和4年3月22日

地域の医師確保等の観点からの医学部入学定員等の増員について

1. 令和5年度の入学定員増に関する方針

(1) 地域の医師確保のための入学定員増

令和3年度において、令和4年度までを期間とした医学部入学定員等の増員を認可したところであるが、地域の医師確保に資するため、地域の病院又は診療所に将来勤務しようとする学生に係る入学定員の増員について、更なる増員を希望する大学については、令和3年度に認可を受けた各大学から、認可を受けた臨時的な定員数を上限として、再度の増員申請を認める。

ただし、原則として医学部定員の増員が認められていない中、上述のとおり特例として臨時的な増員を認めるという地域枠の趣旨に鑑み、定員増員分に見合う数の学生を確実に確保できるよう対応すること。

(2) 研究医養成のための入学定員増

令和3年度において、令和4年度までを期間とした医学部入学定員等の増員を認可したところであるが、基礎医学及び社会医学等に関する研究医養成拠点としてふさわしい実績を有しており、かつ、教育研究に係る共同利用拠点等の優れた教育研究資源を活かして、複数大学の連携により社会的要請の強い研究医養成拠点を形成しようとする大学であって、研究医養成の観点から学部・大学院教育を一貫して見通した特別コース及び研究医定着のための奨学金を設ける大学の入学定員について更なる増員を希望する大学については、令和3年度に認可を受けた各大学から、認可を受けた臨時的な定員数を上限として、再度の増員申請を認める。

なお、研究医養成のための入学定員増に当たって大学が講ずる措置等については、「地域の医師確保等の観点からの令和4年度医学部入学定員の増加について（通知）」（令和3年8月16日付け3文科高第501号文部科学省高等教育局長、医政医発0816第9号厚生労働省医政局長）において示した内容に加え、今後、研究医養成のための「特別コース」の履修者に対する追跡調査を行うこと等を求める可能性もあることから、増員の検討に当たっては十分に留意すること。

(3) 令和3年度に認可を受けた臨時的な定員数を超える増員申請の取扱い

(1)の取扱いに基づき定められる定員数を超えて増員を希望する都道府県及び大学については、地域における医師確保のための定員増の必要性、定員増員分に見合う数の地域枠の学生を確実に確保するための具体的な方策等を厚生労働省及び文部科学省に提出することとし、厚生労働省及び文部科学省においてこの内容、増員の必要性等を慎重に精査した上で、全体として令和元年度の全国の入学定員数を超えない範囲で、かつ、

地域の医師確保または診療科偏在対策に有用な範囲に限り増員申請を認める（ただし、すべての地域枠の従事要件に、特定の診療科の位置づけを義務づけるものではない）。

加えて、増員申請にあたっては、事前に大学と将来時点における医師不足都道府県等^{*1}との間で調整がついた範囲で、かつ、従事要件が課される者の教育・キャリアにも十分配慮がなされている場合に限ることとする。

（例）

- ・特定の診療科を位置づける場合、当該都道府県において不足する診療科を複数提示^{*2}^{*3}した上で入学者を選抜し、卒後、その中から診療科を選択する。
- ・当該都道府県における医師の地域偏在・診療科偏在への貢献に対する意識の涵養を図る教育プログラムを提供する。

等

（４）入学定員等の臨時増員の期間

「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）及び「令和 5 年度の医学部臨時定員の暫定的な取扱いについて（通知）」（令和 3 年 10 月 13 日付け 3 文科高第 632 号文部科学省高等教育局長、医政発 1013 第 1 号厚生労働省医政局長通知）を踏まえ、増員期間は 1 年間（令和 5 年度まで）とする。

2. 今後のスケジュール

令和 4 年 4 月以降に令和 5 年度の医学部入学定員増に関する意向調査を行い、この結果を踏まえ、必要に応じて追加の意向調査を実施するとともに、回答の内容によっては、増員要望があった都道府県及び大学に対して、厚生労働省及び文部科学省によるヒアリングを実施する予定である。その後、令和 4 年夏頃を目途に令和 5 年度入学定員増員計画等の所要の文書の提出を依頼する予定である。

都道府県及び大学においては、このスケジュールを踏まえ、速やかに関係者間で必要な協議を行うこと。

¹ 医療従事者の需給に関する検討会医師需給分科会第 4 次中間とりまとめにおいて公表した「将来時点（2036 年）における不足医師数」の上位推計において医師不足である都道府県を中心に、将来時点の医師不足都道府県以外の都道府県であって医師少数区域を有する都道府県等を想定

² 診療科を提示する場合は、地域枠学生の入学時点と診療科を選択する時点での医療提供体制の状況が異なることも考えられることから、専門研修におけるシーリングの状況等も踏まえて対象の診療科を検討し、地域医療対策協議会の意見も聴くことが望ましい。また、診療科を選択する時点で、希望する診療科や専門研修プログラムの選択に制限が見込まれる場合、入学時点で提示していなかった診療科の選択も可能にする等、当該診療科に係る従事要件の変更も含めて柔軟に対応することが望ましい

³ 単一の診療科を指定することについては、大学入学時に志願者が将来の診療科を選択することは困難であると考えられることに加え、定員割れの可能性もあるため推奨しない

3. 入学定員に関する令和6年度以降の方針

「令和5年度の医学部臨時定員の暫定的な取扱いについて（通知）」（令和3年10月13日付け3文科高第632号文部科学省高等教育局長、医政発1013第1号厚生労働省医政局長通知）において、令和5年度の医学部定員については令和2年度から令和4年度と同様、令和元年度の医学部総定員数を上限とすることとされている。

令和6年度以降の医学部定員等の方針については、「医療従事者の需給に関する検討会 医師需給分科会第5次中間とりまとめ（令和4年2月7日）」において、医療計画の策定を通じた医療提供体制や医師の配置の適正化とともに検討する必要があることから、「第8次医療計画等に関する検討会」等における議論の状況を踏まえ、検討することとされたため、同検討会における議論の状況を踏まえ、別途通知する。

4. 留意事項

「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（平成30年法律第37号）」第13条第3号に規定する特定地域（東京都特別区の存する区域内）における収容定員増の抑制の例外の対象とされる医学部臨時定員増は、「大学、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準（平成15年文部科学省告示第45号。以下「認可の基準」という。）」第3条第1項第1号（上述1.（1）及び（3）に相当）のみであり、認可の基準第3条第2号（上述1.（2）に相当）については、同法第13条第1号の規定により、前年度の収容定員の範囲に限り再度の定員増が認められることとなるため、留意すること。

また、特定地域内の大学は、令和5年度臨時定員増の申請に際しては、「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律施行令」（平成30年政令第177号）第4条第1項、「特定地域内学部収容定員の抑制等に関する命令」（平成30年内閣府、文部科学省令第1号）第9条第1項に基づき所定の届出書に説明書等を添えて文部科学大臣に届け出ること。

なお、収容定員増に係る学則変更の認可申請に際しては、「認可の基準第一条第一項第一号から第三号に掲げる要件を参照の上、遺漏ないように対応すること。また、国立大学についても「認可の基準」に準ずることとされているため、遺漏ないように対応すること。

令和5年度医学部臨時定員増に係る現時点のスケジュール（予定）

4・5月	令和5年度の医学部臨時定員増に係る意向調査の実施
5・6月	(必要に応じて) 追加調査 文部科学省・厚生労働省ヒアリング
8月頃	増員計画提出依頼 発出 増員計画提出
以降	収容定員に係る学則変更認可申請等 受付開始 大学設置分科会等への諮問 学則変更認可の結果を各大学へ通知

※スケジュールが変動する可能性がありますことご承知おきください。